

総行行第169号
総行経第35号
令和2年7月7日

各都道府県知事
（行政改革担当課、市区町村担当課扱い）
各指定都市市長
（行政改革担当課、市区町村担当課扱い）

殿

総務省自治行政局長
（公印省略）

地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しについて

新型コロナウイルス感染症への対応が求められる中、内閣府に設置される規制改革推進会議において、テレワーク等の推進とデジタル時代に向けた規制・制度見直しの一環として、経済4団体からの要望も踏まえ、書面主義、押印原則、対面主義に関する官民の規制・制度や慣行の見直しに取り組んでおり、これまでの見直しの結果及び今後の取組が、「書面規制、押印、対面規制の見直しについて」（令和2年7月2日第8回規制改革推進会議資料。以下「規制改革推進会議資料」という。別添1）としてとりまとめられました。

規制改革推進会議資料では、「地方公共団体における取組」として、国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続及び地方公共団体が独自に実施する手続について、その対応が言及されているところです。

行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しを行うことは、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものです。このため、各地方公共団体においても、書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組むことが望まれます。

今般、別紙のとおり、規制改革推進会議資料の内容を踏まえ、地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに係る留意事項を整理しました。各地方公共団体においては、この留意事項を参考として、書面規制、押印、対面規制の見直しに積極的に取り組んでいただきますようお願いします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）、一部事務組合等に対しても、周知をよろしくお願いします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項及び第252条の17の5第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

**（別紙）地方公共団体における書面規制、押印、対面規制の見直しに係る
留意事項について**

1 国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続について

国の法令等に基づいて地方公共団体が実施する手続については、法令等所管府省において、規制改革推進会議資料で示されている対応方針「1（1）及び（2）」にのっとり、国の緊急対応等についてガイドライン等を地方公共団体に発出するとともに、必要な法令等の見直しを行うこととされている。

各地方公共団体においては、各府省から発出されるガイドライン等の内容を踏まえ、適切に対応することが考えられる。

なお、国の法令等に基づいて地方独立行政法人が実施する手続については、各地方独立行政法人において各府省から発出される当該手続に係るガイドライン等の内容を踏まえ適切に対応されるよう、各地方公共団体において、設立する地方独立行政法人に対し、当該ガイドライン等を周知する等の対応を行うことが考えられる。

2 地方公共団体が独自に実施する手続について

地方公共団体が独自に実施する手続（地方独立行政法人における手続で当該地方独立行政法人を設立する地方公共団体の条例等に基づいて実施するものを含む。）については、各地方公共団体において、規制改革推進会議資料で示されている対応方針「1（1）から（3）まで」を参考として、国の取組に準じた対応を実施することが考えられる。

（参考）規制改革推進会議資料で示されている対応方針「1（1）から（3）まで」の概要

1. 行政手続に関するもの

（1）新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からの緊急対応

- ① テレワークの障害となる規制・制度等についての経済4団体による緊急要望を受け、法令の規定等により緊急対応を実施することが困難な事項等を除き、各府省により、「行政手続における書面主義、押印原則、対面主義の見直しについて（再検討依頼）」（令和2年5月22日規制改革推進会議議長から各府省への依頼文書。別添2）に記載の「具体的基準」に即した緊急対応を行う。

※ その結果については、概要が公表されている（令和2年6月22日第7回規制改革推進会議資料2－1別添2。内閣府ホームページ<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/committee/20200622/agenda.html> 参照）。要望事項の中には地方公共団体における行政手続も含まれていることから、適宜参照されたい。

- ② ①以外の行政手続についても、優先順位の高いものから順次、「具体的基準」に従い、緊急対応として必要な措置を講じるとともに、その周